

議案第 56 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 49 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表経営改革室の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。